

2019年11月22日

契約認定機関 御中

契約認証機関 御中

(通知) 認証機関の講師による教育訓練のプロセスについて

一般財団法人食品安全マネジメント協会

拝啓 時下ご盛栄のことお慶び申し上げます。

また、平素は弊協会業務に格別理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日頃より JFS-C 認証のための審査員の教育訓練にご協力いただき有難うございます。弊協会では、JFS-C 認証スキーム文書 Version2.4 において、各認証機関の講師を通じて審査員に教育訓練を実施していただくことをお願いしてまいりました。また、認証機関の講師に対しては、弊協会から教育・訓練をご提供させていただき、それを修了していただくこととしておりました(4.4.5 3) (1a))。実際の運用にあたっては、毎年ハーモナイゼーション会議で JFS-C 認証スキーム及びその規格の差分研修、解釈運用の説明を行い、各認証機関内での教育訓練を実施していただいております。

このような運用に対し、GFSI より、既存の講師については差分研修のみで足りるが、新規の講師については別途 JFS-C 認証スキーム及びその規格に関する総合的な教育訓練が必要であるとの指摘を受けました。したがって、今後、スキーム文書 4.4.5 3)(1a)が定める講師による教育・訓練の運用プロセスを、下記のとおり変更させていただきます。別紙フロー図もご参照ください。

また、今後、各認証機関の担当講師については、弊協会にあらかじめ届け出ていただけますようお願いいたします。現在の担当講師につきましては、2019年12月6日(金)までに、別紙様式により、弊協会の事務局担当者宛てにメールにてお送りください。本通知に関しては、弊協会事務局技術グループ(担当者:粟谷、[awaya@jfsm.or.jp](mailto:awaya@jfsm.or.jp))までお問合せください。

なお、本通知は、2019年11月22日から適用されます。

## 記

- 各認証機関は、協会に対し、別紙様式により、現在の担当講師(4.4.5 3)(1a))を2019年12月6日までに届け出てください。協会において、各認証機関の担当講師を登録いたします。

- ・ 担当講師の変更があった場合、各認証機関は、協会に対し、変更の旨を報告してください。
- ・ 協会は、新規担当講師に対し、最新の JFS-C 認証スキーム文書及びその規格に基づく教育訓練マテリアルを提供します。
- ・ 新規担当講師は、協会が提供した教育訓練マテリアルに基づき、JFS-C 認証スキーム及びその規格の教育訓練を修了していただきます。
- ・ 上記教育訓練の修了後、新規担当講師は審査員の教育訓練が可能になります。

以上

#### 【担当講師による教育・訓練の運用プロセス】

認証機関における担当講師を協会に届け出・登録

担当講師の変更時に認証機関から協会に通知

協会から最新の教育訓練マテリアルを認証機関に提供

協会が提供する教育訓練マテリアルを講師が修了・登録

新規講師による審査員に対する教育訓練の実施

様式 担当講師届出書

## 担当講師届出書（新規・変更）

年 月 日

一般財団法人食品安全マネジメント協会

代表者 殿

JFS-C 認証スキーム文書 4.4.5 3) が定める当該認証機関において審査員の教育・訓練を担当する者（以下、「講師」）について、下記のとおり届け出ます。

記

認証機関名	
講師名	
連絡先メールアドレス	

以上